

昭和二十五年三月十日受領
答 弁 第 五 六 号

(質問の 五六)

内閣衆質第四三号

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員春日正一君提出日雇労働者の失業保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員春日正一君提出日雇労働者の失業保険に関する質問に対する答弁書

一 労働者から納付された保険料は、被保険者が失業した場合に支給されるべき保険給付の主要な財源となるのである。

日雇労働被保険者の保険給付は、去る一月から開始されたばかりであり、未だその全国的状況が完全には握できていないので、詳細が判明次第お答することと致したい。

二 現行の継続して五日、断続して七日の待期については、法施行後日なお浅いので、今後の日雇労働者の稼動状態、保険経済の実情を見た上慎重に考慮する。

三 現行の保険金日額百四十円、九十円の二段階についても、今後の日雇労働者の賃金状態及び物価の状況等を検討の上考慮する。

又現行の保険料額は、一般の被保険者の負担する保険料額と均衡のとれたものであり、且つ現行の保険給付額及び日雇労働者の受ける賃金を考慮したものであつて妥当であると考ええる。

保険料の全額国庫負担は、保険制度の建前上又国家財政の現状からも困難である。

右答弁する。